

別表

文化環境評価システム 対象事業表

令和6年4月1日改定

事業種別	対象事業	対象事業規模 下記のいずれかを選択		備考
		全体計画単位	工事一発注単位	
道路	一般道路事業	右対象事業規模が見込まれる事業	3億円以上 (道路整備(改良、改築、維持含む)、 交通安全対策工事、橋梁事業)	
	農道整備事業		1億円以上	
	林道整備事業		8千万円以上	
河川・ダム・砂防	河川事業		1億円以上	
	ダム事業		2億円以上	
	砂防関係事業		6千万円以上	急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業は除く
治山	治山事業		8千万円以上	地すべり対策事業は除く
公園・緑地	都市公園事業		2億円以上	
	上記以外の公園事業		5千万円以上	県立自然公園で行われる事業などが該当
下水道	流域下水道事業		2億円以上	
廃棄物処理施設	全事業		全事業	
住宅団地・建築物	県営住宅団地建設 (公社事業含む) 建築物建設工事		1億円以上 (電気設備工事など建築に必要な 工事の総額)	
農業地域	ほ場整備事業		8千万円以上	(対象除外事業) ため池工事
工業団地	工業団地造成事業		全事業	
埋立・海岸・港湾 ・漁港	港湾建設事業		2億円以上	(以下対象除外工事) ①水域施設(航路、泊地浚渫など)のみ ②外郭施設でケーソンやブロックの製作のみ ③埋立工事の土砂運搬のみ
	漁港整備事業			
	海岸整備事業			
上記以外	上記以外の事業		3億円以上	

※「全体計画単位」を対象とした事業に含まれる工事業は「工事一発注単位」の対象外

※「工事一発注単位」の対象とするのは「全体計画単位」で対象としなかった事業

留意事項

(1) 主たる事業に付随する事業で、「事業種別」欄に該当する場合は、当該事業の「対象事業規模」欄を参照し、本システムの対象に該当するか判断する。(例えば、港湾事業における臨港道路の整備は、「道路」欄を参考とし、発注工事金額が3億円以上であれば本システムの対象となる。)

(2) 上記に該当する事業のうち、以下に掲げる事業については、対象外とする。

- ・前年度以前に検討した事業
- ・施設の修繕工事、機械(電気)設備工事等、明らかに環境配慮の対象事項とならない事業
- ・環境影響評価法又は高知県環境影響評価条例の対象事業
- ・災害復旧等、緊急性が高く、早急を実施する必要のある事業